宇陀市高齢者保健福祉計画
及び
第７期介護保険事業計画

「地域包括ケアシステム」の推進

概要版

平成 30 年3月

宇陀市

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

●平成 29（2017）年、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のため、以下のような介護保険制度の見直しが行われました。

・保険者機能の強化等による自立支援　・重度化防止に向けた取り組みの推進　・医療・介護の連携の推進

・地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進　・現役世代並みの所得のある高齢者の利用者負担割合の見直し等の措置

●このような経緯と動向をふまえ、宇陀市高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）では、地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取組みを引き継ぎつつ、これからの高齢者があらゆる世代の市民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会をめざして、平成 37（2025）年までの中長期的な視点に立ちながら、高齢者保健福祉施策および介護保険事業の基本的な考え方やめざすべき取り組み等の見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

●本計画は、老人福祉法第 20 条の８の規定に基づく高齢者保健福祉計画（法律上は、「老人福祉計画」）および介護保険法第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

●「高齢者保健福祉計画」は、本市における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者および要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する部分など、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

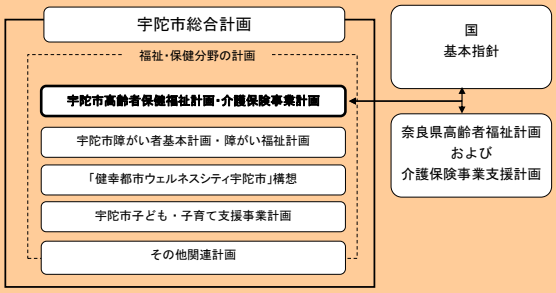

●本計画は、本市の総合的な行政運営の方針を示した宇陀市総合計画を上位計画とし、その方針に沿いつつ、高齢者保健福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定するものとします。

3 計画の期間

平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの３年間です。平成 37（2025）年までのサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

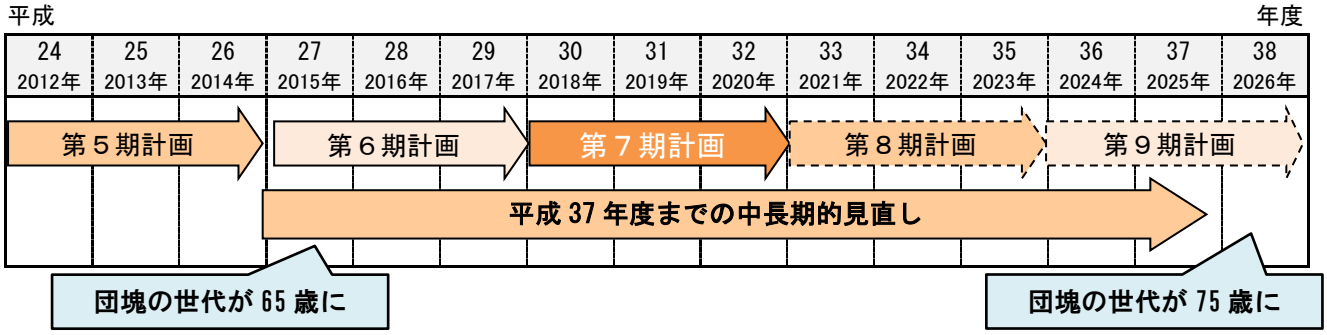

4 基本理念

地域包括ケアシステムの推進

基本的な施策目標として、一層推進していきます。

基本目標１　住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の充実

（１）医療介護あんしんセンターの充実（地域包括支援センターの機能強化）

平成27（2015）年４月に「地域包括支援センター業務」と「在宅医療・介護連携支援業務」を一体として実施する医療介護あんしんセンターを市直営で設置しました。在宅医療や介護の相談に広く対応するとともに、介護関係者や宇陀市立病院・地区医師会等医療機関とも密接に連携を取りながら、多職種協働による連携体制の構築を図ります。

○自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの強化
○総合相談支援事業の充実
○医療と介護関係者等の連携推進
- **包括的継続的ケアマネジメント支援**
- **医療と介護の連携の推進**
  - **◇私のあんしん手帳（お薬手帳の活用推進）の発行**
  - **◇宇陀地区医療介護情報連携ＩＣＴ事業への参画**
- **在宅医療や介護サービスの情報の収集と発信**
- **在宅医療・介護の関係者の研修**
- **地域住民への普及啓発**

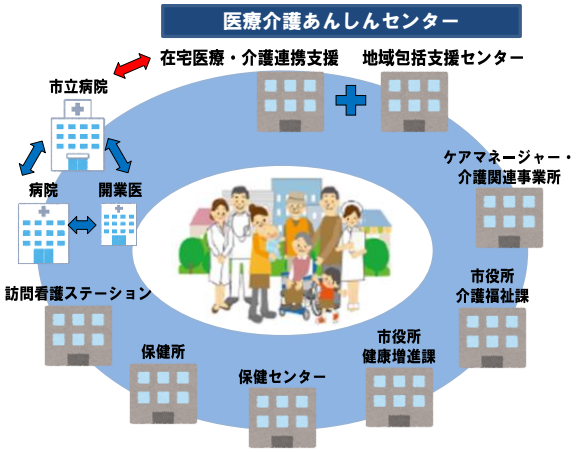

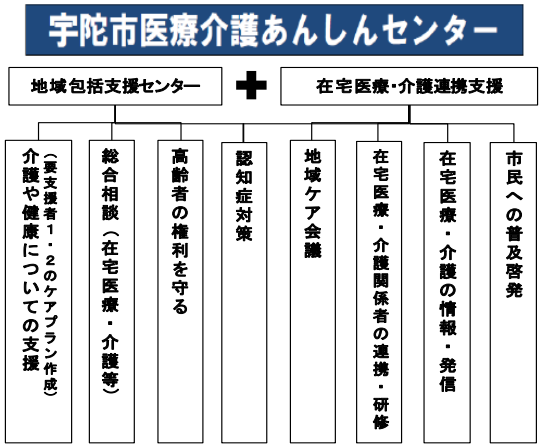

（２）福祉サービス（介護保険外）の充実

高齢者が住み慣れた地域で過ごすことができるよう、日常生活を支援する福祉サービスの充実が求められています。今後も本市において、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に様々な支援施策を実施していきます。

○老人短期入所事業（緊急ショートステイ事業）
○安否確認型緊急通報装置設置
○家族設置介護用品（紙おむつ等）給付事業
○養護老人ホーム
○高齢者生活支援ハウス
○高齢者の居住の情報提供
○敬老事業
○食の自立支援事業（地域支援事業）
○家族介護者交流事業

基本目標２　介護予防・健康づくりの推進

■健幸都市ウェルネスシティ宇陀市にむけて
　宇陀市総合計画「後期基本計画」の重点施策として「ウェルネスシティ」を位置づけ、平成25（2013）年度に「健幸都市ウェルネスシティ宇陀市」構想を策定しました。
　この構想は、市民の誰もが健康で幸せと思えるまちを表し、人々が身体面の健康だけでなく生きがいを感じ、安心して豊かな生活を送れるまちをめざす考えです。

（１）保健事業の推進

　中高年期から生活習慣病の改善を行うことで、元気な高齢者を迎えることを目指し、高齢期における介護予防事業に一貫性をもたせることを念頭に置き、健康づくりを推進していきます。

○健康手帳の交付　○健康診査　○健康相談　○健康教育
○おはようラジオ体操事業の推進

（２）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

　地域支援事業における介護予防事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）となり、事業内容が再編・新設され、従来の一次予防事業・二次予防事業の区分がなくなり「一般介護予防事業」となっています。また、介護認定の要支援１・２ の人に対する介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「新しい総合事業」に移行して、従来の予防給付によるサービスに加えて多様な生活支援サービスの提供により、一層の自立支援を図ることとなり、民間事業所、シルバー人材センター、NPO、ボランティア等のサービス提供基盤の整備を推進します。

○介護予防・生活支援サービス事業
- **訪問型サービス**
  （訪問介護（従来の「介護予防訪問介護」）／生活支援サービス）
- **通所型サービス**
  （通所介護（従来の「介護予防通所介護」）／生活支援サービス／通所型サービス（短期集中予防サービス））
- **生活支援サービス**
- **介護予防ケアマネジメント事業**

（３）地域介護予防活動の推進

　介護状態の予防に向け、定期的な運動習慣や活動的な生活を送る高齢者を増やしていきます。

○介護予防把握事業　　○介護予防普及啓発
○地域介護予防活動支援事業（いきいきサロンの推進／いきいき百歳体操の推進）

基本目標３　認知症対策の推進

　認知症を正しく理解し、よりよいケアと医療が提供できるように、計画的に認知症対策を推進していきます。

（１）認知症ケアパスの作成の推進

　認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の進行状況に応じた適切なサービス提供をまとめた「認知症ケアパス」により、周知・啓発します。

（２）認知症の予防・早期発見の推進

軽度のもの忘れや認知症が疑われた段階での相談や受診の必要性を啓発するとともに、介護予防や健診の場等での認知症チェックシートの活用を進めます。また、無理なく楽しみながら続けられる認知症予防の方法について、医療介護あんしんセンターの活動や介護予防教室等を通じて周知し、認知症予防を推進します。

（３）認知症地域医療連携、認知症への早期対応の推進

○早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
○認知症医療連携体制及び相談体制の充実

（４）認知症の正しい理解の普及と支援体制の構築

○認知症の正しい理解の普及
○認知症サポーター養成講座の開催
○認知症カフェの開設に向けた支援
○若年性認知症への支援体制づくり
○行方不明高齢者等あんしん登録制度の推進

基本目標４　高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくり

（１）高齢者虐待の防止の推進

○高齢者虐待防止に関する啓発の推進
○高齢者虐待防止のための見守り体制の充実
○措置制度等の活用
○施設等における身体拘束ゼロに向けた取り組みの推進

（２）成年後見制度等の普及

成年後見制度とは、精神上の障がい（認知症、知的障がい、精神障がいなど）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。高齢者の判断能力が低下した場合でも、高齢者が安心して生活ができるように、成年後見制度の利用を推進する必要があります。

○成年後見制度の普及
○成年後見制度の活用
○日常生活自立支援事業の周知

（３）消費者保護対策等の推進

○消費者保護対策の推進
○防犯対策の推進

（４）福祉意識の醸成

○福祉教育の充実
○啓発活動の推進

基本目標５　安心・快適に暮らせるまちづくり

（１）高齢者等にやさしいまちづくりの推進

高齢者などの暮らしを地域全体で支えていくため、「地域ケア会議」で明らかになっ地域の課題について、地域の支え合い等による、多様な高齢者の生活支援や、介護予防の集いの場づくりなど、担い手の養成やサービスの開発等が求められています。

〇地域ケア会議の充実
〇生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置
- **地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起**
- **地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ**
- **関係者のネットワーク化**
- **目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一**
- **生活支援の担い手の養成やサービスの開発**
  （担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）
- **ニーズ（個別・地域）とサービスのマッチング**

（２）見守り体制等の整備

〇高齢者等見守り支援の推進
- **高齢者の実態調査**
- **高齢者等見守り隊（お知らせ隊・サポート隊）の推進**
- **介護相談員派遣事業**

（３）災害時・緊急時における高齢者支援の強化

〇避難行動要支援者対策の推進
〇避難生活支援のあり方についての検討

基本目標６　生きがいづくり・社会参加の推進

（１）高齢者の就労の支援

高齢者の雇用促進など事業者への普及啓発を進めるとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを通じて活力ある地域社会の推進が図れるよう、高齢者に短期的又は軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営を支援します。

（２）老人クラブ活動の推進

身近な仲間同士の活動をはじめ、地域や各世代と積極的に交流、地域での存在感を深め、魅力ある老人クラブとなるよう、必要な支援を行います。

（３）生涯学習の充実

高齢者がそれぞれのライフステージにおける学習機会を適切な場所で提供できるように、今後も継続して生涯学習事業の充実を図ります。また、自らが学んだ経験を地域に還元できる人材の育成につながる生涯学習事業となるよう、努めていきます。

（４）生涯スポーツの充実

各種大会やスポーツイベントを開催し、レクリエーションスポーツ活動の普及推進を図り、市民の健康維持増進に努めます。参加者を増やすため、各種大会等の開催情報を様々な方法で周知します。さらに、各地域や種目でスポーツ活動の中心を担うリーダーの世代交代に伴う後継者育成に取り組んでいきます。

（５）ウェルネスシニア健康学校

地域の高齢者が積極的に心身の維持、増進を図り、健康でいつまでも地域で住み続けていけるように、また地域の身近な方々で介護予防等の活動に取り組めるようボランティアの指導者の育成に取り組んでいきます。

（６）ライフサポーター養成講座

高齢者や障がい者等の日常生活での困りごとに対して、ちょっとした生活援助（食事の片付け・洗濯干し等）・ゴミ出し・電球交換などを行うことにより、地域での暮らしを支える仕組みづくりを構築し、地域で活動していただけるライフサポーターボランティアの養成に取り組んでいきます。

（７）ワンコインライフサポート事業

高齢者や障がい者など日常生活で困りごとを抱えた人が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくため、ちょっとした家事援助などを少ない負担（ワンコイン）でライフサポーターが家事援助をすることで、地域で安心して過ごせる仕組みづくりに取り組んでいきます。

基本目標７　介護保険事業の適正な運営

介護保険財政の適正化に向けた取り組み

不適切な給付を是正する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険制度への信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて持続可能な介護保険制度の構築を目的とした介護給付適正化事業等を実施していきます。

○実施事業

- **市職員の直接実施による要介護認定調査と調査票の適正性の点検**
- **国民健康保険団体連合会（国保連）給付適正化システムの活用**
- **市が独自に導入した給付適正化支援システムによる給付内容のチェック**
- **事業所実地指導時におけるケアプランチェックの実施**
- **福祉用具の利用実態の調査**
- **国民健康保険団体連合会（国保連）医療情報との突合**
- **住宅改修実態調査**

○介護サービスの質の向上

- **苦情・相談等への対応**
- **介護サービス事業者に対する助言・指導**

○サービスを円滑に利用するための支援

- **適切な要介護認定**
- **利用者のサービス選択に対する支援**
- **低所得者への支援**

○介護保険事業の適切な運営

- **介護給付費適正化事業の推進**
  （要介護認定の適正化/ケアプランチェックの推進/住宅改修・福祉用具貸与等の点検/医療情報との突合・縦覧点検/介護給付費通知の送付/介護給付費適正化システムの活用/ e-ラーニングの活用）
- **介護保険運営状況の公表**

■６５歳以上の介護保険料の算定手順

第７期計画中における介護給付費見込額及び地域支援事業費見込額 × 第１号被保険者負担割合

＋　調整交付金相当額

－　調整交付金見込額

－　介護給付費準備基金取崩し額

第１号被保険者が保険料として負担する必要額 ÷ （所得段階別加入割合補正後）**第1号被保険者数** → **保険料基準月額 6,600 円**

※介護給付費は、原則として半分は国、県、市が公費で負担し、残りの半分は 65 歳以上の第１号被保険者、40 歳から 64 歳までの第２号被保険者の保険料で賄うこととされています。

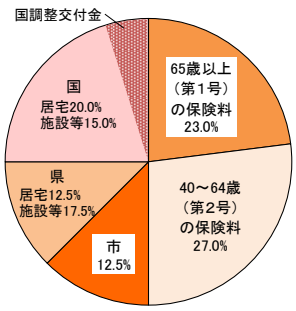

■第１号被保険者の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者		保険料率
第１段階	住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者		基準額×0.50
	本人を含め世帯全員が市民税非課税	公的年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下	
第２段階		公的年金収入＋合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.75
第３段階		公的年金収入＋合計所得金額が 120 万円を超える	基準額×0.75
第４段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がいる	公的年金収入＋合計所得金額が 80 万円以下	基準額×0.90
第５段階（基準額）		公的年金収入＋合計所得金額が 80 万円を超える	基準額×1.00
第６段階	本人が市民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.20
第７段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満	基準額×1.30
第８段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満	基準額×1.50
第９段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満	基準額×1.70
第 10 段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満	基準額×1.80
第 11 段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満	基準額×1.90
第 12 段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.00
第 13 段階		被保険者本人に市民税が課税され、被保険者本人の合計所得金額が 1,000 万円以上	基準額×2.10

宇陀市高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画＜概要版＞
平成 30 年３月
編集・発行：宇陀市役所　健康福祉部　介護福祉課
〒633-0292　奈良県宇陀市榛原下井足 17 番地の３
電話：0745-82-8000(代)　ファックス 0745-82-7234